

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」
(案)

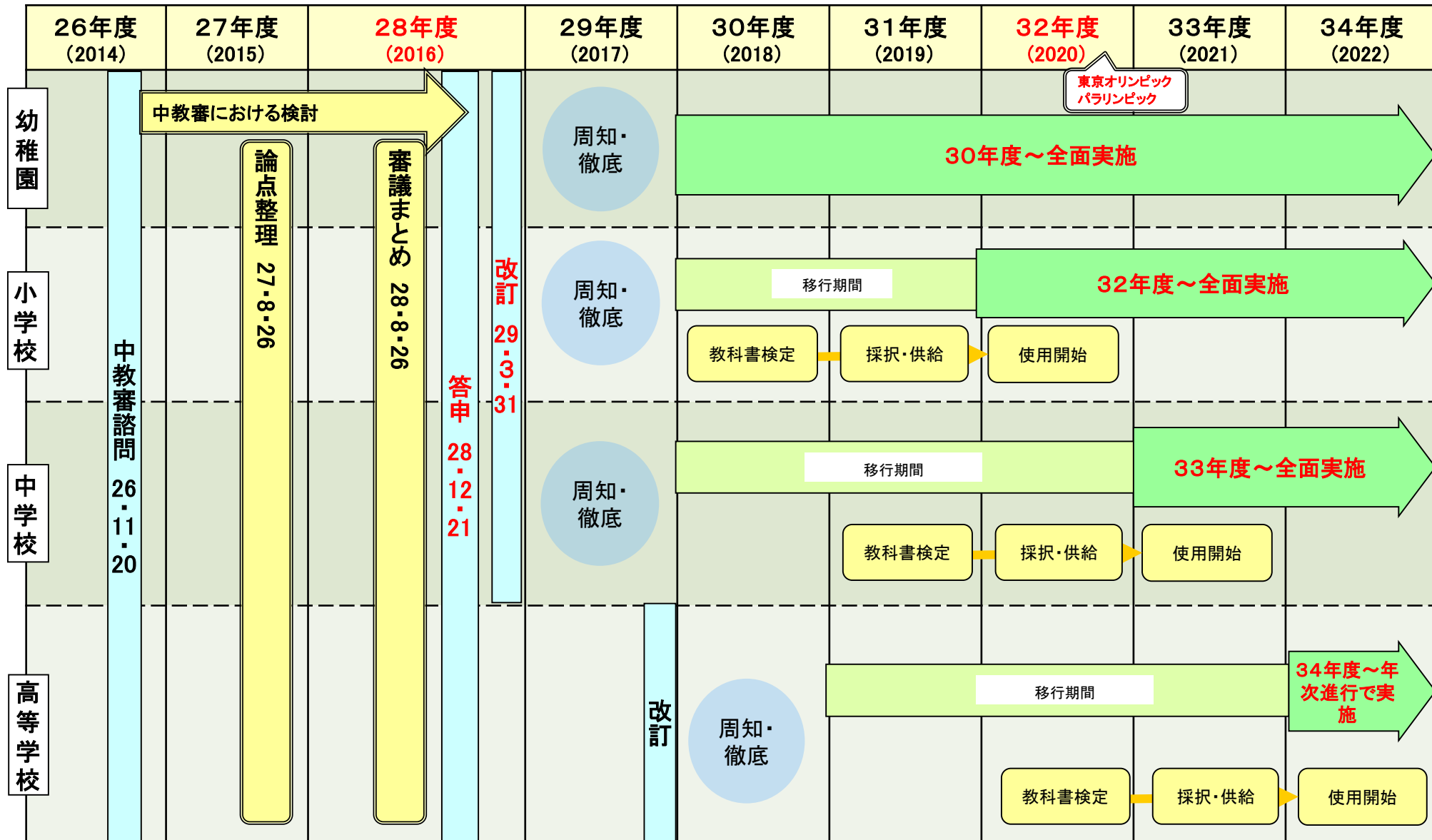
参考資料集

目次

- ①. 「学校における働き方改革」の背景・意義・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ②. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化・・・・・・・・・・・・・・ 37
- ③. 学校の組織運営体制の在り方・・・・・・・・・・・・・・ 95
- ④. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討・・・・・・・・・・・・ 106
- ⑤. 文科省のこれまでの取組・・・・・・・・・・・・・・ 120

①. 「学校における働き方改革」の背景・意義

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール(現時点の進捗を元にしたイメージ)



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

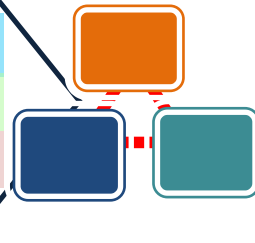
生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

主体的・対話的で深い学びの実現

（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**

主体的な学び 対話的な学び



深い学び

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

- (例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

小学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科 である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
外国語	-	-	-	-	70	70	140
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

中学校の標準授業時数

〔 改 訂 後 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【移行期間における基本方針】

- ◆新学習指導要領への移行のための期間(小学校:平成30、31年度、中学校:平成30～32年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ◆指導内容の移行がないなど**教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする**。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

【移行措置の内容】

(1)教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより**指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める**。(小:国語、社会、算数、理科 中:国語、社会、数学、理科、保健体育)

③上記以外の教科

→**新学習指導要領によることができる**こととする。(小:生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中:音楽、美術、技術・家庭、外国語)

④道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、**小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による**(平成30年度は先行可能)。

(2)小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、**新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする**。

【授業時数の特例】

- ◆平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、**外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる**こととする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995


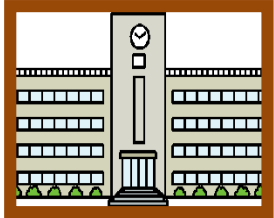
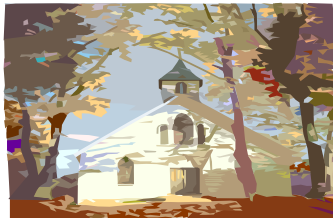

【留意事項】

- ◆目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ◆移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

「学校」の在り方の国際比較①

日本の「学校」と、諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なる。

- 諸外国の教員の業務が主に授業に特化しているのとは異なり、日本の教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが本務。
- 日本の学校は地域社会の中核であり、地域コミュニティの活性化に重要。

	知育 【教科等】	徳育 【道徳・特別活動等】	体育 【部活動等】
日本			
諸外国	 スクール	 教会・家庭等	 地域 (スポーツクラブ等)

※体育…部活動は、日・中・韓は学校を中心に行うが、米・英は学校と地域で、独・伊・北欧は地域を中心に行う。

「学校」の在り方の国際比較②（諸外国との相違点）

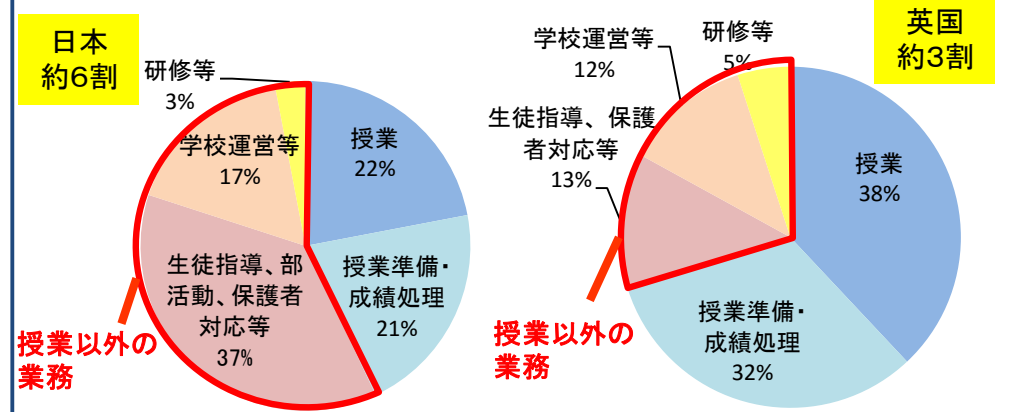
	徳育 【道徳・特別活動等】	体育 【部活動等】	その他
諸外国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食時、教員は職員室で休憩をとり、子供たちの世話は給食スタッフや補助職員が担当。(英国) ・ 給食の時間は、専任の給食スタッフが盛りつけ、配膳、片付けを行う。(イタリア) ・ 給食は子供が食べたいものを選び、食べ残すことも自由。(米国・ロサンゼルス) ・ 半日制が一般的で、学校給食はない。(ドイツ) ・ 知育は学校、徳育(しつけ)は家庭と教会で行うという区分が厳格。(フランス) ・ 出席管理や問題行動対応、生徒のメンタルケア、安全管理、規律維持、保護者面談等は生徒指導主任が行う。(フランス) ・ 校内の掃除は清掃員が行う。(ドイツ、米国・ロサンゼルス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育は、週に1時限のみ、スポーツ団体との連携により実施。(イタリア) ・ 放課後のクラブ活動はなく、地域のサッカークラブ等で活動。(ドイツ) ・ 放課後のスポーツ活動は自治体又は市民活動団体が運営。(フランス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供たちはスクールバスで登下校する。(米国) ・ 学校の登下校は必ず保護者やベビーシッターが付き添い。(イタリア) ・ 保護者同伴での登校が一般的。(フランス)
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校集会、遠足、学校行事、給食その他一連の活動が道徳教育の手段として作用。 ・ 掃除や当番などの労働的活動、委員会活動、様々な学校行事などの活動が人格的成長に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動の実施が一般的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路等の安全確保に教員が参画。

(出典)・外務省HP・・・(イタリア)ピステッリ小学校(2013年)、(米国)クラレンドン小学校(2014年)、エルマリノ・ランゲージスクール(2014年)
 ・「新版 世界の学校」2014年 二宮皓編著、学事出版

英国の事例

- ・ 教員の職務内容は学校教員調査委員会の勧告を踏まえて政府が定める「教員給与及び勤務条件に関する文書」にて規定。部活動をはじめとした課外活動については職務とはされていないほか、昼食時の生徒監督を教員に求めることが禁じられている。
- ・ 授業の計画・準備・評価の時間として授業時間の10%以上を確保することとされている。

＜授業以外の業務の割合の比較＞



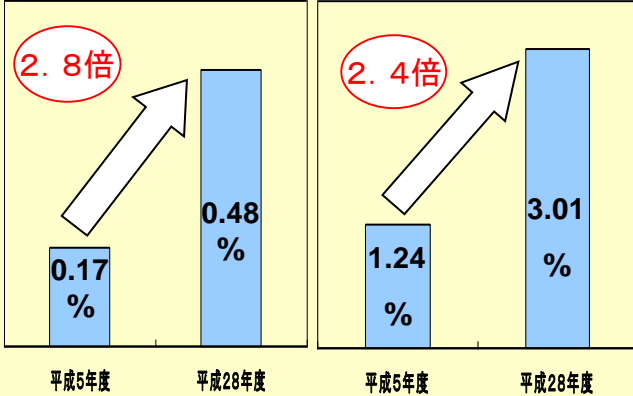
(出典) 日本: 文部科学省委託調査「教員勤務実態調査」(平成18年度)
 イギリス: Department for Children, Schools and Families, "Teacher's Workloads Diary Survey 2009"

学校現場が抱える課題の状況について

不登校児童生徒の割合

小学校

中学校



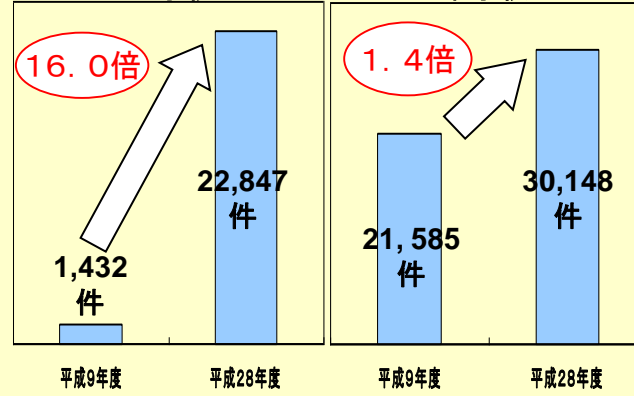
(注) ・国・公・私立学校のデータ
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値)

暴力行為の発生件数

小学校

中学校



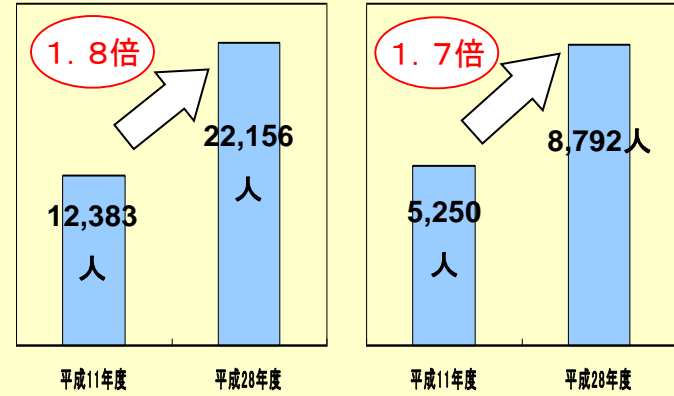
(注) ・公立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(速報値)

日本語指導が必要な外国人児童生徒数

小学校

中学校



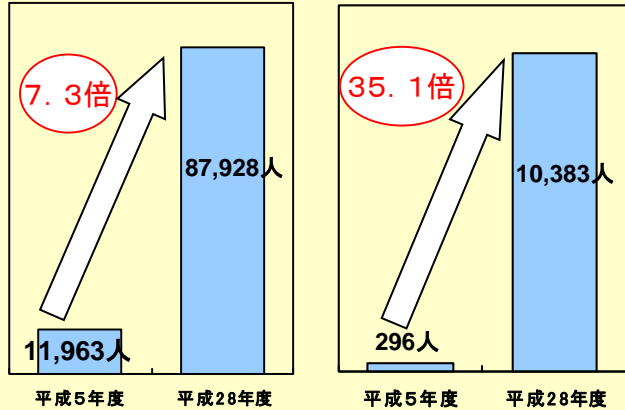
(注) ・公立学校のデータ
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」

通級による指導を受けている児童生徒数

小学校

中学校



(注) ・通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

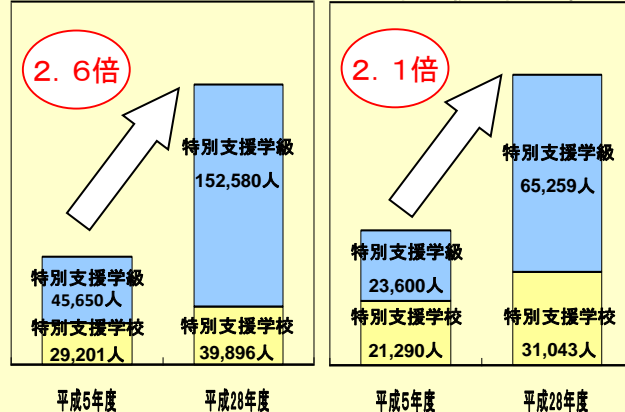
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)

小学校・小学部

中学校・中学部



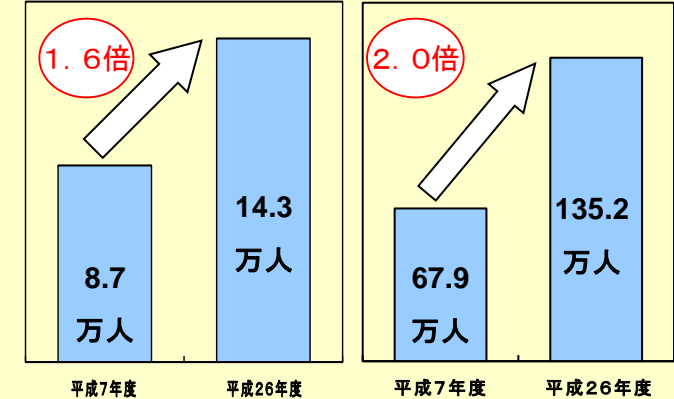
(注) ・平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字
・平成5年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

要保護

準要保護

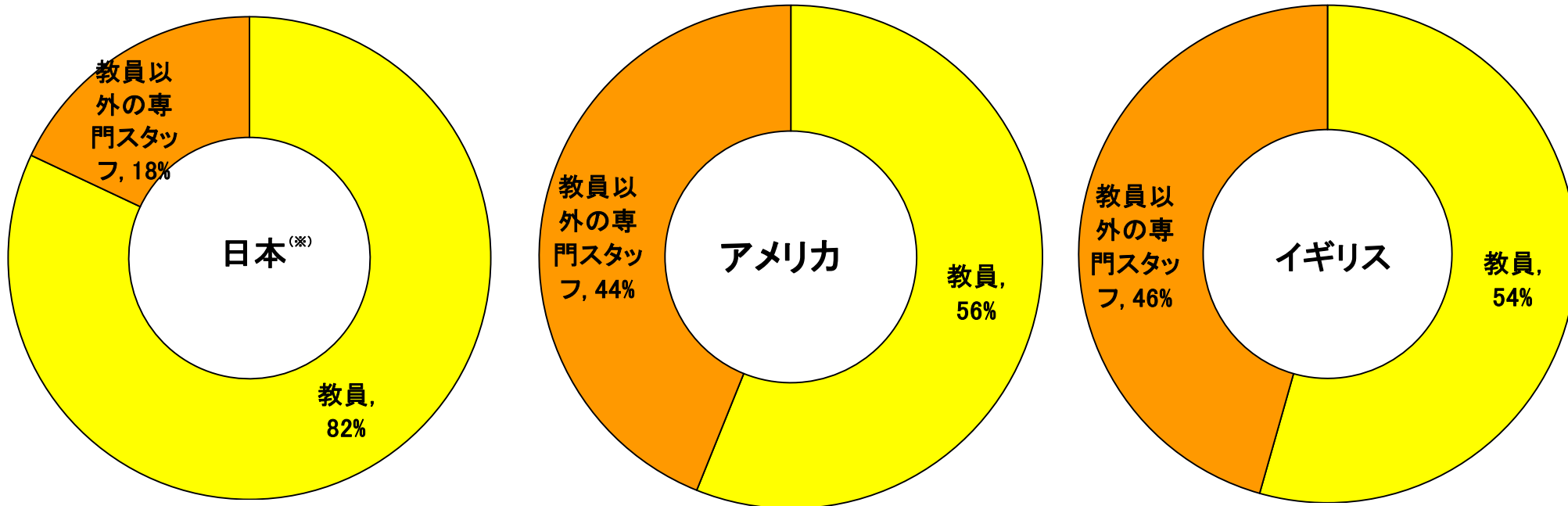


(注) ・要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。
・調査開始年度と最新の年度を比較

(出典) 文部科学省調べ 13

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)、“Digest of Education Statistics 2015”、“School Workforce in England November 2015”

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

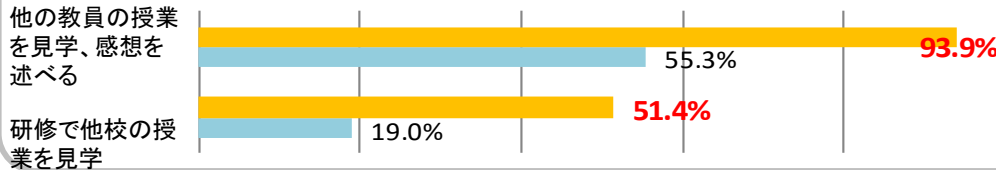
※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

我が国の教員の現状と課題 - TALIS2013結果概要 -

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

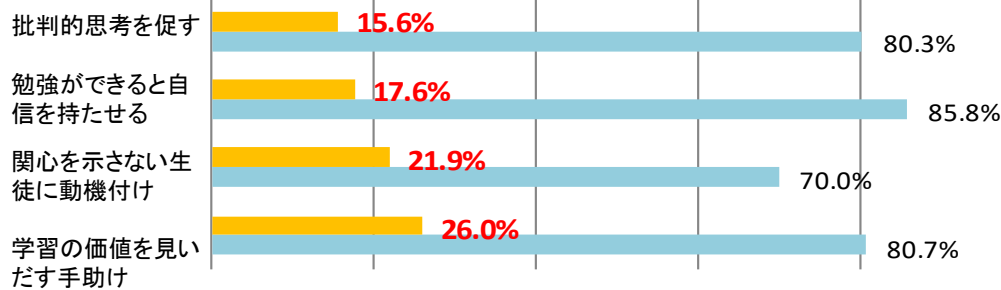
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

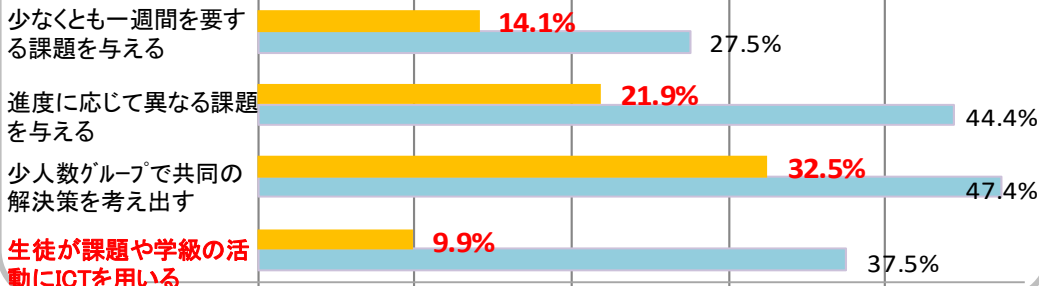


教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



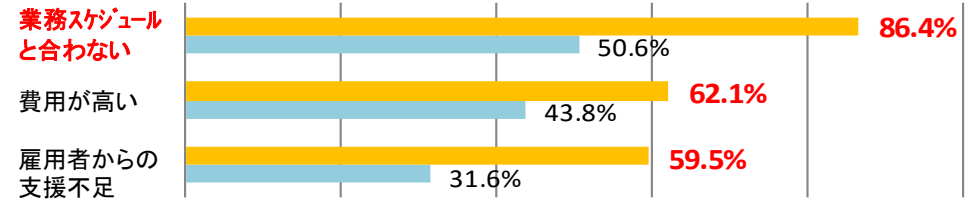
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

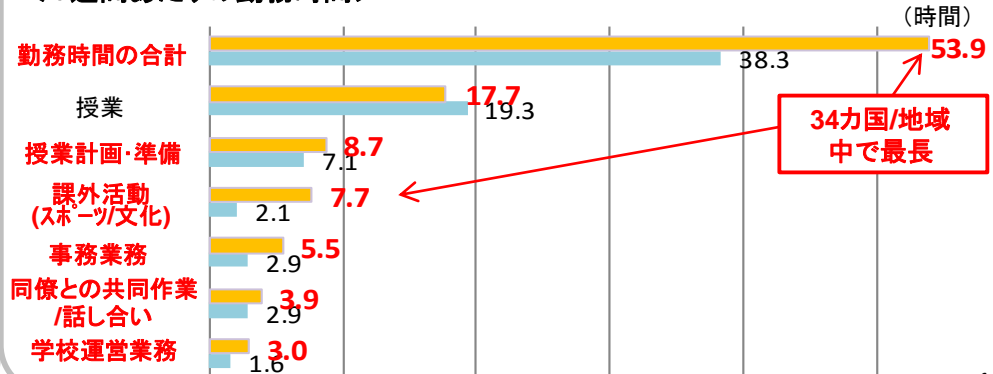
<研修参加への妨げ>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い！ 人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>



OECD・TALIS — 教員の仕事の時間配分について

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長(日本53.9時間、平均38.3時間)。
- 教員が指導(授業)に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度(日本17.7時間、平均19.3時間)である一方、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、平均2.1時間)。
- また、一般的事務業務(日本5.5時間、平均2.9時間)や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間(日本8.7時間、平均7.1時間)等も長い。

(参考)平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間総実労働時間:146.7時間(所定外労働時間を含む)

(参考)教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導(授業)に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間
	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間	
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間	
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間	

※直近の「通常の一週間」(休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間)において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。

OECD・TALIS — 教員間の協力

○ 日本では、「他の教員の授業を見学し、感想を述べる」という項目に「行っていない」と回答した教員が参加国平均に比べて極めて低い(日本6.1%、平均44.7%)。

○ 一方、「同僚と教材のやりとりをしていない」(日本11.1%、平均7.4%)、「特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない」(日本6.0%、平均3.5%)、「他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況を評価する基準を定めることを行っていない」(日本16.6%、平均8.8%)、「専門性を高めるための勉強会に参加していない」(日本18.8%、平均15.7%)と回答した教員の割合は、参加国平均より高い。

(参考)教員間の協力

	学級内でチーム・ティーチングを行っていない	他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っていない	学級や学年をまたいだ合同学習を行っていない	同僚と教材のやりとりをしていない
日本	34.0%	6.1%	37.5%	11.1%
参加国平均	41.9%	44.7%	21.5%	7.4%

	特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない	他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況を評価する基準を定めることを行っていない	分掌や担当の会議に出席していない	専門性を高めるための勉強会に参加していない
日本	6.0%	16.6%	3.6%	18.8%
参加国平均	3.5%	8.8%	9.0%	15.7%

OECD・TALIS —学校における教育資源

○ 日本の学校においては、質の高い指導を行う上で、「資格を持つ教員や有能な教員の不足」（日本79.7%、平均38.4%）、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足」（日本76.0%、平均48.0%）、「職業教育を行う教員の不足」（日本37.3%、平均19.3%）、「支援職員の不足」（日本72.4%、平均46.9%）が「妨げになっている」と回答した校長の学校に所属する教員の割合が、参加国平均に比べて高い。

(参考)学校における教育資源

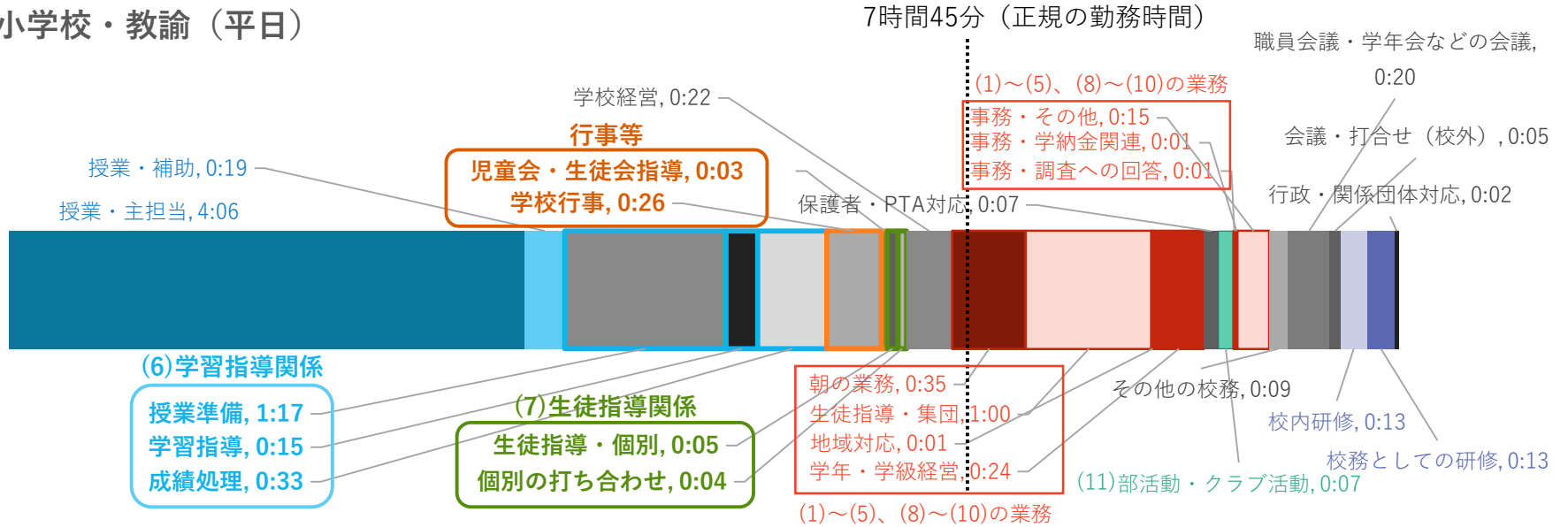
	資格を持つ教員 や有能な教員の 不足	特別な支援を要する 生徒への指導能力を 持つ教員の不足	職業教育を行う教 員の不足	教材(教科書など) が不足している、あ るいは適切ではな い	教育用コンピュー タが不足している、 あるいは適切では ない
日本	79.7%	76.0%	37.3%	17.2%	28.3%
参加国平均	38.4%	48.0%	19.3%	26.3%	38.1%

	インターネット接 続環境が不十分 である	教育用コンピュータソ フトウェアが不足して いる、あるいは適切 ではない	図書館の教材が不 足している、あるい は適切ではない	支援職員の不足
日本	29.8%	40.1%	40.2%	72.4%
参加国平均	29.9%	37.5%	29.3%	46.9%

※質の高い指導を行う上で、各項目の教育資源の問題が「非常に妨げになっている」「いくらか妨げになっている」と回答した校長の学校に所属する教員の割合

週60時間以上・未滿の勤務(平成28年度教員勤務実態調査(速報値))①

小学校・教諭 (平日)



中学校・教諭 (平日)

